

令和 7 年 4 月 7 日
港 湾 局
参事官（技術監理・情報化）室

「港湾施設の利用可否判断に係るガイドライン」をとりまとめ
～利用可否判断のポイント等を整理し、港湾施設の利用再開を迅速化～

国土交通省港湾局は、令和 6 年能登半島地震を踏まえ、発災直後の岸壁等の施設について、迅速に利用可否を判断するために有効な事前準備の内容や利用可否を判断するためのポイント等をとりまとめたガイドラインを作成しました。

令和 6 年能登半島地震においては、発災直後から岸壁等の施設点検や施設の利用可否の判断が求められるとともに、改めて、迅速に利用可否を判断するための事前の準備等の重要性が確認されました。

これを踏まえ、国土交通省港湾局及び地方整備局、研究所等から構成するワーキンググループにおいて、能登半島地震の経験を踏まえつつ、各機関がこれまで蓄積してきた知見を集結し、港湾施設の利用可否判断に係る基本事項をガイドラインとしてとりまとめました。本ガイドラインの内容を適切に実践することにより、今後の自然災害に対する備えがより充実したものとなり、被災地への海上輸送を活用した迅速な支援活動の実施が期待されます。 ※ガイドラインの概要は別紙参照

なお、本ガイドラインは、今後の研究や技術開発等を踏まえて更新していく予定です。

- 「港湾施設の利用可否判断に係るガイドライン」は、国土交通省ホームページ
(https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000018.html) より入手可能です。

<問合せ先>

港湾局参事官（技術監理・情報化）室 小林、村上

代表：03-5253-8111（内線 46613、46632）、直通：03-5253-8681



令和6年能登半島地震を踏まえ、発災直後の岸壁等の施設について、迅速に利用可否を判断するための有効な事前準備の内容や利用可否を判断するためのポイント等を取りまとめたガイドラインを作成しました。

<利用可否判断に係るガイドラインの概要>

■ 利用可否判断等の概要

- ・発災後の調査の全体手順
- ・利用可否判断等の手順 等

■ 事前準備

- ・基本情報の収集・整理
- ・事前の計測や数値解析
- ・利用可否判断基準の設定
- ・事前準備資料の共有・更新 等

■ 発災後の調査

- ・被災状況の概略把握
- ・現地調査 等

■ 利用可否の判断

- ・重力式係船岸、矢板式係船岸、棧橋の利用可否判断の着眼点 等

■ 付録

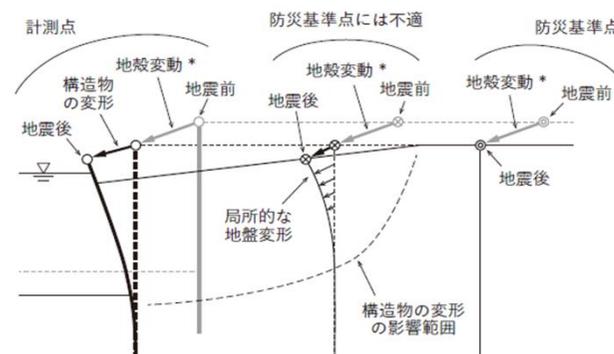
- ・災害時に利用可能性がある船舶等に関する参考情報
- ・地震後の利用を念頭においた施設設計時の工夫等

<参考資料>

- ・令和6年能登半島地震の際の利用可否判断等の状況

○ 事前の計測の例

・発災後の構造物の残留変位及び変状状況を把握するため、災害発生前に、構造物に設置した計測点の座標を計測する。あわせて、防災基準点を設置することが望ましい。



*地殻変動による変位はいずれの点においても平行

<防災基準点を活用した計測の概念>

構造の安定の観点からの判断基準		
構造形式	指標とする項目	判断基準の目安
重力式係船岸	壁体の状態	・ 確認できる範囲において大きな損傷が見られないこと ・ 壁体と上部工の間（ブロック式の場合はブロック間）で大きなずれが生じていないこと（基準・同解説 p.1854 参照）
	残留傾斜角	・ 3～5° 未満
施設の利用の観点からの判断基準		
施設等	指標とする項目	判断基準の目安
係留施設	直線性を保持した法線延長	・ 利用が想定される船舶の接岸に対し十分な延長を確保できること
	法線の凹凸変位	・ 50 cm 以下 ²³⁾
	係船柱、係船環の安定性	・ 利用が想定される船舶の牽引力に対し、係船柱、係船環、およびそれらの基礎の安定性が確保できること

<重力式係船岸の利用可否判断基準の設定例>

・本ガイドラインは、今後の研究や技術開発等を踏まえて更新していく予定